

7 伊保第 157 号
令和 7 年 (2025 年) 5 月 23 日

駒ヶ根市教育委員会 教育長 様

長野県伊那保健所長

旅館業営業許可申請に係る意見について (照会)

このことについて、旅館業法では、第 3 条第 3 項に規定する学校等の施設の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域内の施設 (以下、「営業施設」という) について、旅館業の許可を与える場合には、あらかじめ、営業施設の設置により学校等の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて同条第 4 項に規定する者の意見を求めることとしています。

今般、下記 1 の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域内において、令和 7 年 5 月 7 日付けで、下記 2 のとおり旅館業法第 3 条第 1 項の規定による旅館業経営許可申請書の提出がありました。つきましては、貴職の意見を令和 7 年 5 月 30 日 (金) までに回答くださいますようお願いいたします。

記

1 施設名称及び所在地

駒ヶ根市立中沢学校 (駒ヶ根市中沢 4 0 3 6)
中沢公民館 (駒ヶ根市中沢 4 0 3 6 番地 1)

2 営業施設

(1) 名称及び所在地

THIRD PLACE

(2) 概要

ア 客室数: 1 室

イ 定 員: 4 人

(3) 特記事項

3. 回答方法

別紙回答様式又は任意の様式により、
電子メールで回答願います。

ア 宛先

長野県伊那保健所 食品・生活衛生課 担当 赤羽

イ メールアドレス

inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

担 当 伊那保健所 食品・生活衛生課
赤羽

電 話 0265-76-6865 (直通)

FAX 0265-76-6886

E-mail inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(回答様式)

令和 年 月 日

長野県伊那保健所長 様

()

旅館業営業許可申請に係る意見について (回答)

令和 年 月 日付け 保第 号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 営業施設名称及び所在地
THIRD PLACE XXXXXXXXXX
- 2 意見の有無 (いずれかに○をしてください)
有 ・ 無
- 3 意見の内容 (1で意見が「有」の場合に記載してください)

旅館業経営許可申請書

17年5月7日

長野県知事

殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

電話

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者名）

（法人の場合を除く。）

下記のとおり、旅館業を經營することを許可してください。

記

- 1 營業施設の所在地
電話
- 2 營業施設の名称 ^{カーナ} ⁷⁰¹¹² THIRD PLACE
- 3 營業の種別 旅館・ホテル営業
- 4 營業施設が省令第5条第1項に該当するときはその旨及び特定の季節又は一時的に營業するときはその利用期間
- 5 營業者が法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
なし
- 6 營業施設の構造設備の概要（別紙のとおり）

(別紙)

営業施設の構造設備の概要

- 1 敷地の面積 608.26 m²
2 建物の総床面積 90.25 m²
3 建物の構造 2階建 木造
4 建築の時期 2025年
5 客室数及び定員

寝台の有無	室面積	宿泊床面積	室数	定員
有	90.25 m ²	44.71 m ²	3	4人
合計				

6 施設の一般構造(換気、採光、照明及び防湿方法)

7 浴室

浴室の種類	浴槽数	構造	循環ろ過装置	
			有無	方式系統数
システムバス	/		無	
合計				

8 洗面所

階	箇所数	水栓数
/	/	/
合計		

9 便所

階	箇所数	大便器個数	小便器個数
/	/		
合計			

兼用
/

10 飲料水

- (1) 種別 水道水
(2) 貯水槽の有無 なし

(添付書類)

- (1) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
(2) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
(3) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)

【旅館業法による民泊として営業】

<THIRD PLACE>の名称とコンセプト

職場や、自宅以外の「第三の居場所」として、リフレッシュやストレス解消の場として。一組一棟貸しの民泊。 お一人でサードプレイスとして、お仕事専用スペースで。ゲスト定員 4 人まで、ご家族団らんの場としてゲストの快適さとリラックスを迫及し、滞在をより快適に心地よく過ごしていただく。

- ・山岳観光都市駒ヶ根の魅力を多くの人に知ってもらい、また来たいと思ってもらえるように宿泊施設の提供をする。
- ・駒ヶ根市の交流人口・関係人口を増やし、移住定住にもつなげられたらと、考える。

1. 特徴

アルプスがふたつ映えるまち

西に中央アルプス、東に南アルプス 雄大な山々に囲まれた駒ヶ根市

駒ヶ根市 中沢のまるまる貸し切りのプレイス

1. 自然豊かな環境

中沢地区は西の中央アルプスを眺望できるロケーションであり、清流と四季折々の自然を満喫できる。都会の喧騒を離れ、リラックスした時間を過ごすのに最適である。

2. プライベートな空間の確保

建物全体を貸切するため一人で、または家族やグループでリラックスして過ごせる。周囲を気にせず、自由な滞在が可能で、特別な空間であり日常を忘れさせてくれる特別な体験の提供

3. 地元文化や食材の体験

地元の新鮮な食材を使った料理や伝統的な文化体験が楽しめ、地域の魅力を直接感じることができるのも一棟貸しの民泊の特徴である。キッチンやリビング、寝室などが完備されており、自宅のような快適さで滞在できる。

4. アクティビティの拠点としての利便性

周辺にはハイキングや散策ができる自然豊かなところが多く、西側方面には車で移動すれば中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原の温泉など多彩なアクティビティが点在しており、一棟貸し民泊を拠点にさまざまな体験を楽しむことができる。

2. 基本情報

1. 法的要件と手続き

旅館業法に基づく簡易宿所営業許可が必要となる。

伊那保健所、県環境・廃棄物対策課、消防署、

2. 地域の条例や規制

地域のルールを遵守するため確認する、駒ヶ根市教育委員会、都市計画課、観光協会など

3. 衛生管理と安全対策

宿泊者が安心して滞在できるよう、以下の点に留意する。

- ・清潔な環境の維持：定期的な清掃と衛生管理をする。

- ・防火・防災対策：非常口の確保、消火器、防犯・監視カメラの設置、避難経路の明示など安全対策を講じる。

4. 近隣住民と良好な関係構築

民泊運営にあたり近隣住民へ配慮する。事前にあいさつを行い、理解と協力を得ることでトラブルを未然に防ぐことができる。

5. 集客とプロモーション

中沢地区の魅力を効果的に伝えるために以下の方法を考える。

- ・オンラインプラットフォームの活用：じゃらんや Air b n b などのサイトに登録し、宿泊者を募集する。

- ・SNSでの情報発信：インスタグラムや Facebook を活用して施設や、周辺の魅力を発信する。

- ・地域イベントへの参加：地元のイベントや祭りに参加し、魅力的なPRを行う。

3. 施設情報

- ・1棟貸し 1組限定の宿泊（1人～家族など4人位まで） 食事提供なし
食材持ち込みの調理、食事をしてもらう。

- ・2セミダブルベッド 2布団

- ・チェックイン時刻：15：00～22：00 チェックアウト時刻：10：00

- ・Wi-Fi ・フルキッチン ・全室エアコン完備 ・洗濯乾燥機無料 ・駐車場無料

- ・仕事専用スペース ・防犯、監視カメラ設置・火災報知器、消火器設置

- ・料金設定（他と比べてもリーズナブルである）

1人～基本料金 5,000+清掃料金 6,000=11,000

2人～基本料金 10,000+清掃料金 6,000=16,000

3人～基本料金 10,000+清掃料金 6,000+チャージ 1,000=17,000

4人～基本料金 10,000+清掃料金 6,000+チャージ 2,000=18,000

人数チャージ 1人 1,000

＜旅館業法＞

1. 許可 旅館業法第3条第1項

旅館業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2. 区域 旅館業法第3条第3項

都道府県知事は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校…）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、保育所、児童養護施設…）、社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設（公民館、図書館、博物館…）、の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき、許可を与えないことができる。

3. 意見 旅館業法第3条第4項

都道府県知事は、第3条第3項に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の施設につき第1項の許可を与える場合は、あらかじめ、その施設の設置によって第3条第3項に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意見を求めなければならない。（社会教育に関する施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。）

4. 清純な施設環境が著しく害されるとは

騒 音：大きな音や夜間の騒音は、周辺住民や施設の利用者の睡眠や学習を妨げ、生活環境を著しく悪化させる。

悪 臭：不快な臭いが発生する行為や、その臭いが周辺に広がることで、施設の利用者の快適性を著しく損なう。

交通混雑：施設の周辺道路が混雑し、通行や送迎に困難が生じることで、施設の利用者の生活を妨げる。

迷惑行為：暴言や暴行、窃盗、麻薬など、社会的に許されない行為や、その行為によって周囲に迷惑をかける行為は、施設の利用者の安全や安心を脅かす。

そ の 他：施設の目的や雰囲気合わない行為や、施設利用者の迷惑になる行為も施設の環境を著しく害する可能性がある。